

令和2年度大学入学者選抜実施要項の変更について

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。</p> <p>※平成29年4月1日より、全ての大学において、上記三つの方針の策定及び公表が義務付けられている（学校教育法施行規則第165条の2）。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8(2)を除き、以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。</p> <p>能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）                  ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）                  ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p>	<p><b>第1 基本方針</b></p> <p>大学入学者選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）や教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ定める入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、大学への入口段階で入学者に求める力を多面的・総合的に評価することを役割とするものである。</p> <p>※平成29年4月1日より、全ての大学において、上記三つの方針策定及び公表が義務付けられている（学校教育法施行規則第165条の2）。</p> <p>このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に判定する。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。</p> <p>なお、専門職大学及び専門職短期大学の入学者選抜は、これらに加え、「専門職大学設置基準」（平成29年文部科学省令第33号）、「専門職短期大学設置基準」（平成29年文部科学省令第34号）及び「専門職大学及び専門職短期大学の制度化等に係る学校教育法の一部を改正する法律等の公布について」（平成29年9月21日付け29文科高第542号文部科学事務次官通知）を踏まえ実施するものとする。</p> <p>能力・意欲・適性等の判定に当たっては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。</p> <p>① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。）                  ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。）                  ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度</p>	<p><u>文言の整理。</u>  <u>文言の整理。</u>  <u>文言の整理。</u>  <u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。文言の整理。</u></p>
<p><b>第2 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</b></p> <p>入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定については、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、それぞれの方針がこれらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、卒業認</p>	<p><b>第2 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）</b></p> <p>入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、それぞれの方針がこれらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。</p> <p>このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、卒業認</p>	<p><u>文言の整理。</u>  <u>文言の整理。文言の適正化。</u>  <u>文言の整理。</u>  <u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の整理。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述明示するとともに、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを記述明示することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）において、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に示す設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や各要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に記述明示する。</p> <p>また、記述明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとす。</p> <p>なお、各大学における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。</p>	<p>定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明示するとともに、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学修を行うのかを明示することとする。</p> <p>さらに、これらを踏まえ、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）において、抽象的な「求める学生像」だけでなく、入学志願者に高等学校段階までにどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価するのかなどについて可能な限り具体的に示す。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価方法や各要素ごとの評価の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価するよう努める。</p> <p>あわせて、入学後の教育課程を踏まえ、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示する。</p> <p>また、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとす。</p> <p>なお、各大学における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の策定・公表に当たっては、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）も参考にされたい。</p>	<p><u>文言の適正化。</u>  <u>文言の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u>  <u>文言の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の整理。</u></p>
<p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般入試」という。）による。</p> <p>2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(1) アドミッション・オフィス入試</p> <p>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とする。</p> <p>② アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力、意欲・適性、意欲、関心等を多面的・総合的に評価・判定する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に記述明記する。</p>	<p><b>第3 入試方法</b></p> <p>1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、面接、集団討論、プレゼンテーションその他の能力・適性等に関する検査、活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法（以下「一般入試」という。）による。</p> <p>2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</p> <p>(1) アドミッション・オフィス入試</p> <p>詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。</p> <p>この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とする。</p> <p>② アドミッション・オフィス入試の趣旨に鑑み、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的・総合的に判定する。</p> <p>③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも一つを行い、その旨を募集要項に明記する。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u>  <u>文言の適正化。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）による検査の成績を合否判定に用いる。</p> <p>イ 大学入試センター試験の成績を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。</p> <p>ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。</p> <p>エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。</p> <p>④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試 出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に記述明記する。</p> <p>② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・意欲・適性等の評価・判定が困難な場合には、上記(1)③ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。</p> <p>(3) 専門学科・総合学科卒業生入試 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより評価・判定する入試方法。</p> <p>(4) 帰国子女入試・社会人入試 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過などに鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせる評価・判定することが望ましい。</p> <p>3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</p> <p>4 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、入学志願者の特定や出願資格・要件の確認、各種連絡等のために必要な情報を除き、能力・意欲・適性等の評価・判定に用いない情報を入学志願者に求めない。</p>	<p>ア 各大学が実施する検査（筆記、実技、口頭試問等）による検査の成績を合否判定に用いる。</p> <p>イ 大学入試センター試験の成績を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。</p> <p>ウ 資格・検定試験等の成績等を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。</p> <p>エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用いる。</p> <p>④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試 出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。</p> <p>① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件（出願の目安）や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記する。</p> <p>② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、上記(1)③ア～ウの措置の少なくとも一つを講ずることが望ましい。</p> <p>(3) 専門学科・総合学科卒業生入試 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業の入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する入試方法。</p> <p>(4) 帰国子女入試・社会人入試 帰国子女（中国引揚者等子女を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法。 この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過などに鑑み、広く入学志願者の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせる判定することが望ましい。</p> <p>3 上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価することが望ましい。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。 文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。 評価・判定に用いない情報の取扱いを明確化するもの。</p>
<p><b>第4 試験期日等</b></p> <p>1 各大学で実施する一般入試及び専門学科・総合学科卒業生入試における学力検査の期日並びにアドミッション・オフィス入試及び推薦入試において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p>	<p><b>第4 試験期日等</b></p> <p>1 各大学で実施する一般入試及び専門学科・総合学科卒業生入試における学力検査の期日並びにアドミッション・オフィス入試及び推薦入試において学力検査を課す場合の期日については、次により適宜定める。</p>	

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>(1) 試験期日 令和2平成31年2月1日から4月15日までの間</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 令和2平成31年4月20日まで</p> <p>2 アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記1(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>3 アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を令和元平成30年8月1日以降とする。</p> <p>4 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を令和元平成30年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。</p> <p>5 帰国子女入試・社会人入試については、上記1(1)によることを要しない。</p>	<p>(1) 試験期日 平成31年2月1日から4月15日までの間</p> <p>(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。</p> <p>(3) 合格者の決定発表 平成31年4月20日まで</p> <p>2 アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記1(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。</p> <p>3 アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を平成30年8月1日以降とする。</p> <p>4 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を平成30年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。</p> <p>5 帰国子女入試、社会人入試については、上記1(1)によることを要しない。</p>	<p>時点更新。</p> <p>時点更新。</p> <p>時点更新。</p> <p>時点更新。</p> <p>文言の適正化。</p>
<p><b>第5 調査書</b></p> <p>1 各大学は、<u>入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき、別紙様式により作成した調査書を提出を求めさせる。</u> なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。 各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たり、調査書を十分に活用する。 なお、必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容を、どのように調査書へ盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記載記述する。</p> <p>4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を記載明示させる。</p> <p>5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載記入するよう希望することができる。</p>	<p><b>第5 調査書</b></p> <p>1 各大学は、入学者選抜の資料として、高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき、別紙様式により作成された調査書を提出させる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。</p> <p>2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分に活用する。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績、海外留学等の多様な経験等を入学選抜に用いる場合は、大学で評価する内容を、どのように調査書へ盛り込むのかといった記載方法等について募集要項にできる限り具体的に記載する。</p> <p>4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示するよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を明示させる。</p> <p>5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記入するよう希望することができる。</p>	<p>文言の適正化。 文言の適正化。 文言の適正化。 電子データによる提出を提出方法の例外として、1のなお書きとして位置づけ。データ化した場合でも、別紙様式の記載事項は省略できないこと、押印を省略することを明確化。</p> <p>未履修等があった場合の取り扱いは、調査書の活用に関することから、2のなお書きとして位置づけ。</p> <p>上記により、1から2に位置づけを変更。</p> <p>文言の適正化。 文言の適正化。 文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>6 指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記記述することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式の調査書に準じて作成し提出させる。</p> <p>(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。</p>	<p>6 指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての卒業生（又は退学者）に適用する。</p> <p>7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記することなどにより周知を図ることが望ましい。</p> <p>8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。</p> <p>(1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式の調査書に準じて作成し提出させる。</p> <p>(2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>
<p><b>第6 学力検査等</b></p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第3438号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。</p> <p>なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。</p> <p>(3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たっては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。</p> <p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限</p>	<p><b>第6 学力検査等</b></p> <p>1 個別学力検査</p> <p>(1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第38号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。</p> <p>(2) 個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。</p> <p>なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。</p> <p>(3) 各大学が個別学力検査の実施科目を定めるに当たっては、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。</p> <p>(4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。</p> <p>(5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>（学習指導要領は平成21年文部科学省告示第34号であり、平成21年文部科学省告示第38号は特例措置を定めるもの。）</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるように工夫することが望ましい。</p> <p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p><u>(6) 個別学力検査における公正確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。</u></p> <p>2 大学入試センター試験の利用</p> <p>大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては、「平成32年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成30年6月4日付け3029文科高第187237号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) 各大学が大学入試センター試験において入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。</p> <p>(2) 各大学の個別学力検査において、大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入試センター試験とは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 各大学は、アドミッション・オフィス入試、推薦入試においても大学入試センター試験を利用することができる。</p> <p>(4) 各大学における大学入試センター試験の成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用</p> <p>(1) 小論文及び面接等</p> <p>入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>(2) 実技検査</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。</p>	<p>り多面的・総合的に評価することができるよう出題方針を立てる。</p> <p>① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるように工夫することが望ましい。</p> <p>② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生が普通教育を主とする学科の卒業生に比べて不利にならないよう、特に考慮する。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>2 大学入試センター試験の利用</p> <p>大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては、「平成31年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱」（平成29年6月1日付け29文科高第237号文部科学省高等教育局長通知）の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。</p> <p>(1) 各大学が大学入試センター試験において入学志願者に解答させる科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの科目の中から選択解答させることが望ましい。</p> <p>(2) 各大学の個別学力検査において、大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入試センター試験とは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(3) 各大学は、アドミッション・オフィス入試、推薦入試において大学入試センター試験を利用することができる。</p> <p>(4) 各大学における大学入試センター試験の成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。</p> <p>3 小論文、面接、実技検査等の活用</p> <p>(1) 小論文及び面接等</p> <p>入学志願者の能力・適性等を多角的に判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。</p> <p>(2) 実技検査</p> <p>主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>個別学力検査における公正確保のための方策をルール化するもの。</u></p> <p><u>時点更新。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>記載の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>記載の整理。</u></p> <p><u>評価・判定の観点や手法の共通化のためのマニュアル等の整備を新たにルール化するもの。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」(平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試試験方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法(例えば、個別学力検査試験の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。</p>	<p>4 資格・検定試験等の成績の活用</p> <p>(1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客観的に評価する観点から、例えば、以下のとおり、学部等の特性及び必要に応じ信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。</p> <p>① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」(平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、実用英語技能検定(英検)やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。</p> <p>② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。</p> <p>③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。</p> <p>(2) 資格・検定試験等の成績の活用には、下記第7の学力検査実施教科・科目及び試験方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法(例えば、個別試験の成績に代えて当該試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等)を明らかにする。また、当該試験の結果の確認方法等について事前に実施機関に確認しておく。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>
<p><b>第7 個別学力検査実施教科・科目、入試試験方法等の決定・発表</b></p> <p>1 各大学は、個別学力検査の実施教科・科目、入試試験方法(小論文の出題や面接の実施等)、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、令和元平成30年6月4日から7月31日までに発表するものとする。</p> <p>2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。</p> <p>3 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p>	<p><b>第7 学力検査実施教科・科目、試験方法等の決定・発表</b></p> <p>1 各大学は、学力検査の実施教科・科目、試験方法(小論文の出題や面接の実施等)、その他入学者選抜に関する基本的な事項について入試方法の区分ごとに決定し、平成30年6月4日から7月31日までに発表するものとする。</p> <p>2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。</p> <p>3 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>時点更新。</u></p> <p><u>(始期は通知の発出日という整理。)</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>
<p><b>第8 募集人員</b></p> <p>1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。</p> <p>2 大学における推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定めるものとする。</p>	<p><b>第8 募集人員</b></p> <p>1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。</p> <p>2 大学における推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定めるものとする。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>短期大学における推薦入試の募集人員は、上記にかかわらず、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</p> <p>3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きく化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようになることが望ましい。</p> <p>4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。</p>	<p>短期大学における推薦入試の募集人員は、上記にかかわらず、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。</p> <p>3 各大学は、例えば、学科ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きく化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようになることが望ましい。</p> <p>4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について事前に準備をするよう努める。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>
<p><b>第9 出願資格</b></p> <p>大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。</p>	<p><b>第9 出願資格</b></p> <p>大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。</p>	
<p><b>第10 募集要項等</b></p> <p>1 募集要項</p> <p>(1) 各大学は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述明記した募集要項を令和元平成30年12月15日までに発表する。</p> <p>(2) 第3の2(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとにその内容や区分を設ける理由を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述明記する。</p> <p>(3) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることが必要であり、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを記述明記する。</p> <p>(4) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者、受験者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。</p> <p>(5) 受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに入学の確約と誤解されることのないよう入学者選抜の公正確保に努める。</p> <p>2 入学手続</p> <p>(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。</p> <p>(2) 入学金以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」(昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。</p>	<p><b>第10 募集要項等</b></p> <p>1 募集要項</p> <p>(1) 各大学は、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを明記した募集要項を平成30年12月15日までに発表する。</p> <p>(2) 2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員等を明記する。</p> <p>(3) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることが必要であり、「私立大学における入学者選抜の公正確保等について」(平成14年10月1日付け14文科高第454号文部科学事務次官通知)を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記する。</p> <p>(4) 各大学は、入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。</p> <p>(5) 受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに入学の確約と誤解されることのないよう入学者選抜の公正確保に努める。</p> <p>2 入学手続</p> <p>(1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。</p> <p>(2) 入学金以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて」(昭和50年9月1日付け文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。</p>	<p><u>文言の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。時点更新。</u></p> <p><u>募集要項の記述に係る取扱いを明確化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>「第13 4入学者選抜の公正確保(6)へ位置づけの変更。」</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>納付金の取扱いについて」(昭和50年9月1日付文管振第251号文部省管理局長・文部省大学局長通知)の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。</p> <p>(3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成18年12月28日付文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知)の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記載記述するなどにより、明確にする。</p> <p>① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。))に合格して大学等と在学契約を締結した入学志願者受験者を除く。については、原則として、<u>入学志願者受験者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。</u></p> <p>② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記述記載している場合には、入学式の日までに<u>入学志願者受験者が明示的に又は黙示的に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。</u></p>	<p>(3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて」(平成18年12月28日付文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長通知)の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記載するなどにより、明確にする。</p> <p>① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。))に合格して大学等と在学契約を締結した入学志願者を除く。については、原則として、入学志願者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じる。</p> <p>② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載している場合には、入学式の日までに入学志願者が明示又は黙示に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>
<p><b>第11 国立大学の入学者選抜</b></p> <p>国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。</p>	<p><b>第11 国立大学の入学者選抜</b></p> <p>国立大学の入学者選抜の日程等は、国立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。</p>	
<p><b>第12 公立大学の入学者選抜</b></p> <p>公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。</p>	<p><b>第12 公立大学の入学者選抜</b></p> <p>公立大学の入学者選抜の日程等は、公立大学協会の定める実施要領及び実施細目に基づき実施される。</p>	
<p><b>第13 その他注意事項</b></p> <p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) 入学志願者の健康状況については、原則として、<u>は</u>入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述記載する。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。<u>廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直す。</u></p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・<u>意欲</u>・適性、学習の成果等を適切に評価し、<u>判定</u>するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と比べて不利にならないよう<u>公平に試験を受けられるように配慮す</u>る。</p>	<p>1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮</p> <p>(1) 入学志願者の健康状況については、原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記載する。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直す。</p> <p>(2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるように配慮する。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>属性差別の禁止が明記されたことを踏まえて、文言を適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>る。</p> <p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、<u>入学者受入れの方針</u>(アドミッション・ポリシー)、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など、<u>出願等に必要事項の伝達</u>においても、<u>合理的配慮</u>を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入れ実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。</p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考ができるようになるため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 試験問題については、原則として公表するものとする。</p> <p>② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。</p> <p>なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を記述明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。</p> <p>(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法についても、可能な限り情報開示に努める。</p> <p>(3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとし、外部</p>	<p>その際、平成30年3月に閣議決定された「第4次障害者基本計画」、「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について」(平成29年3月29日付28文科高第1229号文部科学省高等教育局長通知)や以下の例示を参考にするとともに、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」(平成13年12月27日付13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知)にも十分留意する。</p> <p>① 点字・拡大文字による出題、ICT機器の活用、拡大解答用紙の作成など</p> <p>② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など</p> <p>③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など</p> <p>また、「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」(平成28年3月31日付27文科初第1796号文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知)を踏まえ、各大学において、入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。</p> <p>(3) 各大学は、障害等のある入学志願者に対し、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など出願等に必要事項の伝達においても合理的配慮を行うものとする。</p> <p>また、入試における配慮の内容や受入れ実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど、情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ事前相談体制の構築・充実に努める。</p> <p>2 入試情報の取扱い</p> <p>(1) 個別学力検査における試験問題やその解答については、当該入試の実施以降に受験者や次年度以降の入学志願者が学習上参考ができるようになるため、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 試験問題については、原則として公表するものとする。</p> <p>② 解答については、原則として公表するものとする。ただし、一義的な解答が示せない記述式の問題等については、出題の意図又は複数の若しくは標準的な解答例等を原則として公表するものとする。</p> <p>なお、試験問題中の著作物の権利処理が困難である場合には、著作物名を明示すること等により問題の内容が明らかになるよう努める。</p> <p>(2) 各大学は、受験者本人への成績開示や、入試方法の区分に応じた受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法については、可能な限り情報開示に努める。</p> <p>(3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学が選抜を通じて取得した個人情報については、入学者選抜並びに必要な応じ入学後の学籍管理、学習指導及び学生支援関係業務において利用するものとし、外部への漏</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の整理。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>への漏洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p> <p>3 入学者選抜の実施に係るミスの防止</p> <p>各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜の実施に係るミスの防止に努めるものとする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。</p> <p>また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</p> <p>また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。</p> <p>(3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。</p> <p>(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。</p> <p>また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。</p> <p>(5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。</p> <p>(6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなど、ミスの再発防止に努める。</p> <p>4 入学者選抜の公正確保</p> <p>(1) 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の作成や点検等に当たり、問題の漏洩や不適切な合否判定など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入学者選抜の実施に関する学内規程の整備、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。</p> <p>また、入学者選抜の適正性を確保するため、学内で不正抑止が働く体制や仕組みを設けるとともに、入学者選抜の実施に係る体制や方法等に関して自己点検・評価を実施する。</p>	<p>洩や目的外の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。</p> <p>3 入学者選抜の実施に係るミスの防止</p> <p>各大学は、受験者に影響を与えることがないよう、業務の効率性に配慮しつつ以下の対応を図ることなどにより、入学者選抜のミスを防止するものとする。</p> <p>(1) 学長のリーダーシップの下、入試担当の理事、副学長等が入試業務全体を統括し、各学部等の入試担当と密接に連携するなど、入学者選抜業務全般に係るガバナンス体制を構築するとともに、入学者選抜のプロセス全体を把握した上で、入学者選抜に関するマニュアルの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。</p> <p>また、チェック体制を不断に点検するとともに、入学者選抜に関わる全ての者にそれぞれの業務内容の周知徹底を行う。</p> <p>(2) 試験問題の点検においては、試験実施前に点検するだけでなく、試験実施中、実施後においても速やかに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、出題ミスの防止及び早期発見に努める。</p> <p>また、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけでなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行う。</p> <p>(3) 試験の実施においては、教員、事務職員が一体となり、緊急時の対応も含めた迅速性のある全学的な連絡体制を確立し、円滑な試験実施に努める。</p> <p>(4) 採点及び合否判定においては、解答や電算処理のチェック体制を確立し、点検・確認する。その際、電算処理については、予定していた処理が実際に実行されていることも確認する。</p> <p>また、合否判定結果の公表等においては、追加合格者の決定も含め、複数の担当者により二重、三重に点検を行う。</p> <p>(5) 外部から入学者選抜におけるミスに係る指摘等があった場合には、速やかに作題者以外の者も含めて組織的な体制で検証を実施するなど、適切に対応する。</p> <p>(6) 入学者選抜においてミスが生じた場合には、受験者に丁寧に対応するとともに、ミスが生じた原因を分析し、再発防止策を策定し、入学者選抜に関するマニュアル等の改善を行うなどミスの再発防止に努める。</p> <p>4 入学者選抜の公正確保</p> <p>入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、試験問題の作成や点検等に当たり、問題の漏洩など入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>入学者選抜に関する学内規程の整備とその遵守の重要性を踏まえて、取扱いを明確化するもの。</p> <p>学内で不正抑止が働く体制や仕組みの整備と、体制や実施方法等についての自己点検・評価・判定の実施をルーチ化するもの。</p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>(2) <del>また、試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。</del></p> <p>(3) <del>なお、受験生受験者の不正行為を未然に防止するため、受験生生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験生生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。</del></p> <p>(4) <u>合否判定の方法や基準を明確に定め、あらかじめ募集要項等により公表し、それを遵守する。合否判定は、中立・公正な意思決定が行われるよう教授会や入試委員会等の合議制の会議体で行い、その際に用いる資料には、原則として評価・判定に用いない情報は記載せず、又はマスキングを施す等の配慮をする。また、補欠合格候補者の取扱い及び繰上合格に係る手続についてもあらかじめ定めておく。</u></p> <p>(5) <u>次のような公正性を欠く不適切な合否判定は行わない。</u></p> <p>① <u>合否判定の方法や基準に基づかず恣意的に特定の受験者を合格又は不合格としたり、それらの方法や基準に基づき決定した成績の順番を恣意的に飛ばして合格又は不合格としたりすること</u></p> <p>② <u>合理的理由がある場合を除き、性別、年齢、現役・既卒の別、出身地域、居住地域等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けること</u></p> <p><u>これらは、正規合格者の決定のみならず、補欠合格候補者の決定や繰上合格に係る手続においても同様である。</u></p> <p>(6) <u>大学が受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに合格を確約するものと確約されることのないよう留意する。</u></p> <p>(7) <u>合格発表前に個別に受験者の保護者等の関係者と接触するなど、入学者選抜の公正性を損なうような行為は厳に慎み、万一、特定の受験者に対する特別な優遇や配慮を求める外部からの働きかけや申出等があった場合には、大学として入学者選抜の公正性を損なうことのないよう毅然と対応する。</u></p> <p>5 国際連携学科の入学者選抜</p> <p>(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。</p> <p>(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p> <p>6 外国人を対象とした入試</p> <p>(1) 私費外国人留學生の入試に当たっては、「<u>外国人留學生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）</u>」（平成31年3月29日付け30高学留第72号文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知。）に基づき、<u>入学志願者が真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。その目的を達するための十分な能力・意欲・適性等を有しているかを適切に判定する</u></p>	<p>また、試験問題の作成において、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。</p> <p>なお、受験生の不正行為を未然に防止するため、受験生の座席の配置など試験室の設定の際の配慮、不正行為の内容及び罰則の周知、受験生の所持品の確認、試験室内の巡視を十分に行うことなどに努める。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>5 国際連携学科の入学者選抜</p> <p>(1) 外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（以下「国際連携学科」という。）の学生は、我が国の大学と国際連携学科において連携して教育研究を実施する1以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）との二重在籍となることから、学校教育法その他関係法令に規定する我が国の大学への入学資格を満たすとともに、あわせて、連携外国大学における入学資格についても満たす必要があることに留意する。</p> <p>(2) 国際連携学科の入学者選抜は、本要項を踏まえるとともに、国際連携学科の入学者選抜の実施方法等について、我が国の大学と連携外国大学との協議により定め、適切に実施する。特に、入学者選抜の実施方法等については、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。</p> <p>6 外国人を対象とした入試</p> <p>(1) 私費外国人留學生の入試に当たっては、<u>真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。</u></p>	<p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>文言の適正化。</p> <p>合否判定の方法、基準、体制、配慮事項等についてルール化するもの。</p> <p>合否判定における不適切な事例を明確化するもの。</p> <p>「第10 1 募集要項(5)」からの位置づけの変更。</p> <p>平成14年事務次官通知を踏まえつつ、大学として毅然と対応すべきことを宣明するもの。</p> <p>昨今の在籍管理に関する懸案事項を踏まえ、適正な能力を確認したうえで選抜することが必要な旨を追記するもの。</p>

令和2平成31年度大学入学者選抜実施要項	平成31年度大学入学者選抜実施要項	改正の観点
<p>こと。特に、日本語など必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持することが重要である。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や、当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。</p> <p>(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。</p> <p>7 災害等の不測の事態への対応 各大学は、入学志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p> <p>8 その他 (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等により、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。</p> <p>(3) 各大学は、入学手続きをとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。 なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記述記載する。その際、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）との関連に留意する。</p> <p>(4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。</p>	<p>また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。</p> <p>(2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6ヶ月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。</p> <p>(3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア（フランス共和国）資格取得者及びジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。</p> <p>7 災害等の不測の事態への対応 各大学は、入学志願者の進学の機会を確保する観点から、自然災害や人為災害等により所定の日程による試験実施が困難となる等の不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、相当数の者が当日に受験できなかった場合の対応等について、十分な検討・準備を行う。</p> <p>8 その他 (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設け、入学者の追跡調査等による、選抜の妥当性・信頼性の検証を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。</p> <p>(2) 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして文部科学大臣が認定又は指定した在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。</p> <p>(3) 各大学は、入学手続きをとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずるよう努める。 なお、当該措置を講じる場合は、その旨を募集要項に記載する。その際、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）との関連に留意する。</p> <p>(4) 秋季入学等、4月以外の入学時期に係る大学入学者選抜の実施については、本要項を踏まえ、それぞれの大学において適切に判断する。</p>	<p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p> <p><u>文言の整理。</u></p>
<p><b>第14 備考</b> この要項は、令和元平成30年度に実施する令和2平成31年度大学入学者選抜に適用する。 なお、この本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。</p>	<p><b>第14 備考</b> この要項は、平成30年度に実施する平成31年度大学入学者選抜に適用する。 なお、本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、（募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに、）文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。</p>	<p><u>時点更新。</u></p> <p><u>文言の適正化。</u></p>